

第9期第1回北区男女共同参画審議会 議事要旨

【開催日時】令和4年12月16日（金） 午後6時30分～午後7時54分

【開催場所】北とぴあ 第二研修室（対面）

【次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」中間の見直し（案）について（資料1～4）
- (2) 「男女共同参画に関する意識・意向調査（令和5年度実施予定）」について（資料5、資料6-①～④）

3 その他

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) その他

4 閉会

【出席者】奥津委員 平野委員 山田（昌）委員 植木委員 中島委員
加藤（和）委員 山田（由）委員 早瀬委員 菅野委員
山本委員 矢吹委員 古賀委員 清水委員 金子委員
吉田委員 阿部委員 戸枝委員 いながき委員

【欠席者】加藤（友）委員、大谷委員

○開会

- ・総務部長あいさつ
- ・出欠状況の報告、資料確認
- ・委員及び事務局自己紹介

○事務局

次に、男女共同参画条例施行規則では、審議会に会長、副会長を置き、会長は委員の互選により、また副会長は会長が指名すると規定されております。

まず、会長についてですが、いかがでしょうか。

どなたか御意見ございましたら。

（「事務局一任」の声あり）

○事務局

では、第8期審議会の会長でいらっしゃいました奥津委員を会長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○事務局

ありがとうございました。

それでは、第9期審議会の会長につきましては、奥津委員にお願いいたします。
奥津委員、会長席へ移動をお願いいたします。

○事務局

続きまして、副会長の指名を奥津会長、お願いいたします。

○奥津会長

副会長につきましては、第8期の副会長をお務めいただきました、東京家政大学の平野先生にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○事務局

ありがとうございました。

それでは、第9期審議会の副会長につきましては、平野委員にお願いいたします。
平野委員、副会長席へ移動をお願いします。

○事務局

それでは、これより先の議事につきましては、奥津会長にお願いいたします。

○奥津会長

それでは、議事に入りたいと思いますが、初めてでございますので一言御挨拶申し上げます。皆様御存じのように、相変わらずコロナ第8波ということですので、このように直接対面で皆さんが集まるような形で審議会を開くかどうか、恐らく事務局も物すごく悩まれ考え、初回だからこれは必ずお会いして、ということであつたろうと思います。ですから、マイクも一生懸命消毒されたり、御準備も大変だったと思います。ありがとうございます。

私も平野委員も前回から、さらにその数年前からこの審議会に参加させていただいております。そして、社会の動きのたびに新しい問題を突きつけられ、これはどうしようというふうに皆さんに御意見をいただきながら、片方で、前からこれは何とかしなければ、解決するのはこうだと言いながら一向に解決されない問題も毎回突きつけられているということで、ずっと悩んできておりました。しかし、またそれも少しずつは進んでいると思いますので、今回のこの審議会でも、少しでも前向きに、社会の前進になるような御議論をいただきたいと思います。ぜひ御協力をお願い申し上げます。

○奥津会長

では、冒頭に事務局から御説明がありましたけれども、条例規則によって審議会は公開とすると定められているということでございます。ただし、審議会の決定により、一部非公開とすることができますけれども、しかし、このまま公開で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(意見者なし)

では、公開で進めさせていただきたいと思います。議事録作成の都合がありますので、御発言の際はぜひマイクをお使いいただいて、最初にお名前をお名乗りいただいてからお願いします。

それでは、これから議事に入りますが、その前に事務局から御説明があるとのことです。

この、本審議会は北区の法的な取り決め、つまり条例に基づくものでございます。その条例や審議会の役割のほか、本日の検討課題であります、第6次アゼリアプラン策定のこれまでの経過、経緯について御説明があるということでございますので、事務局からぜひ御説明をお願いします。

○菅原課長

(条例及び第6次アゼリアプランについての説明)

○奥津会長

では、早速具体的な議題ということで、第6次アゼリアプランの中間見直し、この案について事務局より御説明をまずいただきたいと思います。

○菅原課長

(「議事(1)」についての説明)

○奥津会長

ありがとうございました。資料2と4を比べて見ておりましたが、要するに、この赤字、どちらにしてもこの赤字になっているところが見直し前と見直された箇所ですね。

○事務局

申し訳ありません。資料3を御覧いただきますと、新旧対照表になってございますので、こちらを御確認いただければと思います。失礼いたしました。

○奥津会長

では、資料2、3をよく見ながら、ぜひ御意見を賜りたいと思います。
どなたか、お願いいたします。

○いながき委員

御説明、誠にありがとうございました。

先ほど、戸枝委員からもワーク・ライフ・バランスの推進というのは大きなポイントであるというお話もありました。今は、育児、介護の中で、仕事と生活を両立させていくということは、非常に重要なことじゃないかなと思います。その中で資料2の3ページ、ワーク・ライフ・バランス推進のところで、①の企業等への働きかけと支援をしていくと御説明がありました。取組内容のところはそのとおりだなと思うのですが、北区においてもこのワーク・ライフ・バランスの企業を認定する制度というのをすごく充実してやっているのではないかなと記憶しております。ダイバーシティの関係では産業振興課が入っていますが、このワーク・ライフ・バランスのところには契約管財課というふうになっております。やはりこのワーク・ライフ・バランスの推進という観点であるならば、産業振興課が契約管財課よりも適しているんじゃないかなという素朴な疑問です。多分これには、訳があるかと思うので、なぜ契約管財課なのかということと、産業振興課ではワーク・ライフ・バランスの推進には関知しないのかなと、それらの整合性について御教示願えればと思います。

○奥津会長

事務局、お願いします。

○事務局

大変失礼をいたしました。こちら契約管財課ではなく、産業振興課でございます。申し訳ありません。本来は修正しなければならなかったところですが、ワーク・ライフ・バランスの取組については、もちろん当課でも講座、セミナーなどで啓発を行っているところでございます。産業振興課でも同様に実施しているところでございますので、こちらについては、契約管財課ではなく産業振興課の誤りでございます。ありがとうございます。

○奥津会長

では、修正のほうを後ほどお願いします。

何か新しい問題、本当に急がなければいけないような問題がたくさん出ておりますけれども、見直しの中で、ヤングケアラーもそうですし、LINEの女性の相談もできたということです。何か御発言ございませんか。

矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員

今御説明いただきました資料の2の16番ですが、こちらの担当課が多様性社会推進課と学び未来課となっております。それと、この資料3のほうは、この担当課が教育指導課と学び未来課となっておりますが、これはどういうふうになっていきますでしょうか。

○奥津会長

これもお願いします。

○事務局

申し訳ありません。こちらももともと教育指導課が見直し前の担当課であったところですが、組織改正がございまして、この部分、学び未来課が担当することになりましたので、本来であれば学び未来課と多様性社会推進課が担当して推進をしていくということでございますので、資料2のほうが正しいものでございます。資料3は訂正させていただきます。御指摘ありがとうございます。

○奥津会長

山田委員。

○山田（昌）委員

今、契約管財課のことについて御指摘があったんですけれども、削ってしまうんでしょうか。

○事務局

そのように考えておりますけれども。

○山田（昌）委員

例えば国のほうの指針でも、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進する企業を契約等で優遇する方向というのがあったので、削ってしまう必要はないような気がしますが、いかがでしょうか。

○奥津会長

区のほうの御検討があったと思います。お願いします。

○事務局

認定制度の中で、委員がおっしゃったように、契約管財課の関与している部分がありました。今、ちょっとその認定制度自体休止しているというような状況もございます。また、区の中で別途ほかの認定制度も、今検討しているところもございますので、そちらと調整を図りながら、こちらのワーク・ライフ・バランスの支援という部分も見直しをかけていくところでございますので、契約管財課の部分は、改めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山田（昌）委員

関連してというのであれば、残しても別に問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

○奥津会長

担当課として外すか、外さないかということと、それから、現実に関わってくれるのかということですね。現実に関わってくださるのであれば、それならそれでも結構ですということでしたが、部長、何かありましたら。

○中澤部長

ありがとうございます。

総務部は契約担当課も所管しておりますので、私のほうから若干付け加えさせていただきますと、現在、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度、北区として単独で持っていたわけでございますけれども、その持っていた制度の申請件数ですとか、事実上、そういうインセンティブが働くのかといったようなことについて検討してきたというようなところでございます。

実際のところ、相当な営業活動をかけないと、その制度の申請企業は現れないというような状況がございました。そこで、今申し上げましたような方向性に変えていってはどうかというのが、今のところの区の考え方です。

契約管財課が入っていたというのはどういうことかと言いますと、総合評価制度、これは山田委員も御存じかと思うんですけれども、ポイントによって落札業者を決定するというやり方ですが、その総合評価制度による入札の件数といいますのは、北区の場合で言いますと、建築工事や土木工事のごく一部にとどまっております、これはとどまらざるを得ない理由があるんですけれども、そういった中においては、ポイントを加算するという制度に今はなっておりますが、そのこと自体がインセンティブとして働かないということを判断させていただいたところでございました。

したがって、全体として区のいろいろな調達を、こういった認定を受けた企業を優先できるのかといいますのは、契約の公正性と公平性のバランスを見ながら考えていく話かなというふうに思っているところでございます。

○山田（昌）委員

国の制度においても、実はあまり機能していないというのは存じ上げているんですけれども、やはり、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業は契約において優遇されるんだよというのを、やはり文言として残しておくほうがいいかなとは、私は思っております。

○奥津会長

そういった御意見、また受けとめていただいて、御検討いただきたいと思います。

ほかにもございますか。確認したいことでも結構です。

清水委員、お願いします。

○清水委員

ヤングケアラーのところでの取組内容について御質問をさせていただきたいのですが、「自身がヤングケアラーであることに気づくこと」とありますが、この「自身」が指しているのはケアラーである児童のことを指していますでしょうか。お願いします。

○奥津会長

事務局お願いします。

○事務局

おっしゃるとおりで、ヤングケアラーと言われている児童本人のことを指しています。

○清水委員

そうしますと、例えばヤングケアラーは年齢が様々であって、就学前の児童が自ら気づくことが可能なのかなど、素朴な疑問があり、今御質問させていただきましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局

ヤングケアラーについては、確かに年齢も未就学児のお子さんも含めるといった状況がございますので、本来であれば周りが気づいて、手を差し伸べるとか、支援をしていくというものであるかと思っています。

実際のところ、本当はそこまで踏み込んだことをこちらのほうにもお示ししたかったところなんですけれども、まだ国や東京都のほうで方針や計画というのが示されておらず、区のほうとしても、まだ今の段階でこういう事業を実施しますということが、まだ検討にも入れていない状況です。そのため今回こちらのほうで、あまり具体的なことを記載することができなかったというのが正直なところでございます。

今回は中間の見直しなんですけれども、第7次の改定の際には、もう少しここは明確な形で、取組の一つとして取り出していけるのではないかとこのように考えているところでございます。

○清水委員

御説明ありがとうございます。

1つの意見として、現場で支援している者としてしましては、ヤングケアラーの早期発見などという文言をぜひ御検討いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○奥津会長

早期発見という言葉はどうなさるか、御検討ください。

確かに自分で意識するとか気づくとか、年齢、それから周囲の環境も、どういう御家庭の状況かというのがありますから、確かに大きな問題だと思います。お願いします。

そのほか、何でも結構ですが、確認したいこと、あるいは言葉の問題で何となく気になるというようなことでも結構です。ございますか。

もしあれでしたら、まだほかに議題がありますので、また後で思いついたときに……

○山田（昌）委員

細かいところで、資料3の3ページの「性自認・性的指向に関する悩みについて、相談体制の充実を図ります」ということに変えたのはいいんですけれども、その後の、「職員等及び教職員が」というところが消えたというのは、何か意図があるのでしょうか。

性自認・性的指向に関する悩みのかなりの部分は就学段階にありますので、ぜひ職員という以上に教職員に対する配慮というものを残していただきたい。対応マニュアルを作成

したから、もう終わったということであれば、そう認識してもいいんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○奥津会長

言葉の整理のような感じもいたしますけれども、どうされたのでしょうか。

○事務局

1つ上の取組内容のところ、ハンドブックを作成してというところに含んでおりました、ちょっとそこのところで相談体制の充実というところから離れてしまっているという経緯はございます。

○山田（昌）委員

理解しました。すみません、結構です。

○奥津会長

では、一旦この議題はここでやめさせていただき、次の議題に入りたいと思います。

議題2は、男女共同参画に関する意識・意向調査（令和5年度実施予定）についてのことですが、これは、以前にもこのような調査をされていて、今回はこのようにというようなことだと思います。

具体的な調査項目、調査票そのものづくりについて、区のほうから聞かれているというよりも、こういう考え方、こういう方針でこういうものを把握しますということについての意見を問われていると思いますので、この資料を御説明いただいてから御意見をいただきたいと思います。お願いします。

○菅原課長

（「議事（2）」についての説明）

○奥津会長

ありがとうございました。

今のこの社会情勢の中で、この時代にこういう項目で調査をされるということですが、変更点など、よく御覧いただいて、いかがでしょう。

副会長、どうぞ。

○平野委員

資料6の④の中学生のところなんですけど、こちらを見ますと、ほかの調査に比較しまして、この網掛けの追加したものの数が多いんですけど、これは前回の質問からがらっと変えたみたいな感じなんですか。それとも、以前は質問の数が少なかったところを足したということなんですか。御質問させてください。

○事務局

中学生を対象としたものですけれども、実はこの網掛けがかかっている部分は、新たに追加したものもありますけれども、聞き方を変えたということで、趣旨は実はあまり変わっていません。例えば、通し番号4番、5番の家での家事分担というのも、今、これを誰が行っているかというふうになっているんですけれども、この辺の聞き方を以前とは変えています。また、男子と女子で役割に違いがあると感じるかとか、デートDVの部分ですとか、以前とは少し文言を変更しながら質問とさせていただいています。

○平野委員

ありがとうございます。理解できました。

先ほどの議論の中にもございましたけれども、例えばヤングケアラーの質問とか、そういったものは盛り込まれない予定ということですか。

○事務局

ヤングケアラーについては、担当部署のほうで別途アンケートを行っております。ですので、あえてこちらのほうではその部分については、設問の内容には盛り込んではいないという状況でございます。

○奥津会長

全く新しい項目というのは、この資料6の④についてはあるのでしょうか。全部言い回しの違いというようなことでよろしいですか。

例えば、LGBTQで悩む人のためにどのようなことに取り組まなければならないかとかいうようなことは、前もありましたか。

○事務局

LGBTQ等に関するものは前回ありませんでしたので、この辺の設問に関しては新規になっております。

○奥津会長

そういうことのようにございます。少し御覧いただいて、御意見ありませんか。

清水委員、お願いします。

○清水委員

一番最初、性別という欄がございますが、こちらは、その自認の性別というものはあえて入れていないということでもよろしかったでしょうか。

○事務局

こちらの性別につきましては、男性、女性、それと答えたくないというような無回答、そういう設問の仕方を想定しております。そこから選択をしていただくと。

○清水委員

ありがとうございます。

もう一点、資料6の①の2ページ目なんですけど、8の人権についてのところです。番号が39番、配偶者からのドメスティック・バイオレンスの経験【「結婚、事実婚、パートナーありという方」への設問】となっておりますが、これは過去の被害が含まれないのか。もう一点はDV法の第3次改正では、元配偶者、または元交際相手からの暴力もDVというふうに定義してありますが、そことちょっと反するのかなと思います、疑問に思い質問させていただきます。お願いします。

○事務局

まず、こちらは過去の部分も含まれるのかという点でございますけれども、含まれるという想定で作っております。

また、こういうことを聞きますということで、このような短い文章になってしまっているんですけども、元配偶者ですとか、元パートナーですとか、加害者について、過去の部分も全て含まれるというふうに認識してございます。

○清水委員

承知しました。ありがとうございました。

○奥津会長

ほかはいかがですか。

調査方法も対象者によって少し違うようですね。中学生の場合は学校で答えるということですか。それともうちに帰ってからか。どこで答えるのでしょうか。

○事務局

今の想定としては、学校の授業の中で一斉にアンケートに回答していただくというように考えてございます。教育委員会のほうにその辺のお話はしているところではあるんですけども、明確な回答はいただいていないので、もしかしたら宿題という形で渡す可能性もあるようでございます。そうすると、ちょっと回収率が下がってしまうのかなというところを懸念しております。

○奥津会長

分かりました。回収率もありますけれども、回答の内容もちょっと、若干違ってくる可能性もありますね。その辺は実行されるときにきちんと決めていただければと思います。

○事務局

今の説明に付け足しなんですけれども、学校で回答するとなると、やはり正直な気持ちになかなか回答に表れてこないということがあるようございまして、ちょっと隣の子に覗かれたらどうしようとか、センシティブな問題でもあったりするので、そういうことを踏まえますと、家に持って帰って答えたほうがいいのかという御意見も、少なか

らずいただいているところでございます。

○奥津会長

検討いただいて、一番正直な回答をたくさん取れるようにお願いします。
矢吹委員、手が挙がりました。

○矢吹委員

事業所のところで、資料6の②になりますが、事業所の2のページです。
4のハラスメントへの取組についてというところで、企業者のほうでどの程度、自分の職場の中はハラスメントが起きているのかということ意識しているのかなというのが、どの程度調査ができるものなんでしょうか。

○事務局

こちらのハラスメントへの取組について、通し番号で申し上げますと25番、26番のところで御回答いただくような設定にはなっているんですけども、企業によってはこの辺、まだしっかり整備できていない部分もあるのかもしれないというふうには考えてございます。

○矢吹委員

できれば、掘り下げた内容が聞けるような質問の仕方をしていただけるといいのかなとも思います。

それと、資料6の③で町会・自治会のほうなんですけど、これはお聞きする方が自治会長とか副会長の役員さんになっております。それで、女性の会長とか副会長とか、役員が少ないのが現実なんですけれども、こういう役員の中のほうにお聞きすると、女性は会長になってくださいと言っても尻込みしちゃうとか、そういう回答が出そうな感じなんです。ですので、もう少しトップの方じゃない方からもアンケートをいただけるといいのかなとも思いますが。

○事務局

現在、会長、副会長、もしくは役員の中から男女1名ずつというふうになっておりますので、この辺、所管する地域振興のほうとも調整というか、こちらのほうから御相談しながら、少し幅広く対象を広げられるように検討してみたいと思います。

○矢吹委員

お願いします。

先ほどの企業のほうも、経営者だけに聞くとやはり限界がありますけれども、これを労働者に聞くととなかなか大変な話になりますので、御意見はよく分かった上で、少しどうされるか検討いただきたいと思います。お願いします。

○奥津会長

ほかにはありますか。

山田委員。

○山田（昌）委員

今の経営者に聞くというところで、やっぱりここは客観的なものしかなかなか聞けないと思うんですが、ちょっと気になったのは、育児休業制度の利用の有無で、中の質問は分からないんですけども、いわゆる取得できる人が何人いて、実際に取得したのは何人いるのか、特に男性の場合。ただ単に1人いますとか、2人いますとかではなくて、取得できたのに取得しなかった人が何人いるかというデータのほうが重要ですので、ぜひそちらも含めてほしい。あと、男性育児休業の比率は上がっているとはいえ、取得平均日数が7日とか、10日とか、その程度ですので、本当は、特に男性の場合ほどどれぐらいの期間取ったのかというのを、もし併せて聞ければいいかなとは思いました。質問が多岐にわたるので、無理であればいいんですけども、ぜひお願いします。

○奥津会長

全体の質問のボリュームなども検討しながら、少し御検討いただければと思います。

この育児休業の聞き方、聞き出すと物すごくボリュームが出てきてしまうので、いろいろ工夫が必要だと思います。お願いいたします。

特にほかに気になる点はございますか。

実は、まだ議題があるものですから、申し訳ないんですが、急いで次に。といっても、先ほどの議題についても何か御発言があれば戻っていただいて結構ですが、取りあえず、今後のスケジュールもございます。今日、いろいろ御意見いただいたものが、次はどういう形で皆さんに御意見をいただくことになるのかというようなこともございますので、スケジュールについて、また御説明をお願いします。

○事務局

(今後のスケジュールについての説明)

○奥津会長

12月23日までにもう一度これをよく読んでいただいて、御意見があればメール、電話で事務局のほうにお伝えするという事です。その後は手続に従ってまとめていただいて、またその結果も教えていただくということになりますので。

今、御説明ありましたが、次の審議会は9月ということですか。

○事務局

取りまとめたものを、もう一度1月に皆様にと申したんですけども、また直近でお集まりいただくのも、皆さんお忙しいと思いますので、そこは書面開催という形でさせていただきたいと考えております。

○奥津会長

その場合は書面をよく読んでいただいて、またこれも意見を期日までにお返するという形になりますね。

先ほど御説明ありましたけれども、専門部会を設けるといのは、皆様に専門部会の委員にそれぞれなっていていただくということでございますよね。そのようなこともあるので、今後よろしく願いいたします。またそのときには御連絡があると思いますけれども。

議題1、2も含めて、12月23日までに意見を言うにしても、今ここで一言言いたいという御意見があれば、ぜひ伺いたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、そのほか、事務局のほうから何かございましたら、お願いします。

○事務局

特に連絡事項はございません。

○奥津会長

それでは皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

12月23日までにぜひ資料をもう一度よくお読みいただいて、御意見があれば事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。これにて閉会といたします。

○事務局

ありがとうございました。